

令和2～4年度 県立日南病院 清掃業務仕様書

- 1 業務の名称 県立日南病院清掃業務
- 2 履行期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで
- 3 施行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- 4 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造り
(地上6階、地下1階)
敷地面積 36,046㎡
建築面積 7,250㎡ (内付属建屋 780㎡)
延床面積 23,668㎡

病床数 281床
診療科 20科(内休診2)

5 業務内容等

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常清掃
- (2) 定期清掃業務

業務の範囲及び処理基準は、別紙「清掃作業基準表」によるほか、次のとおりとする。
また、本仕様書に記載されていない事項であっても建物の管理保存上及び美観上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、関係法令を遵守すること。
- (2) 作業計画書及び実施状況報告書の提出
乙は、定期作業を実施するに当たり、事前に実施日程、範囲等を記載した計画書を甲に提出し、許可を得なければならない。
また、週の初めに前週の実施状況報告書を提出すること。
上記書類の様式については、別途定める。
- (3) 立会検査
甲は、委託業務の処理が仕様書に基づき適正に処理されているか、乙の責任者の立会を求め委託現場の実施状況調査を行う。
調査内容及び回数については、別途定める。
- (4) 器具、資材等の負担
乙は委託業務の処理に要する一切の器具、資材等を負担するものとし、作業に必要とする光熱水費は甲が負担する。
また、使用する材料は、すべて甲の検査に合格したものでなければならない。
日々清掃用洗剤及び床ワックス剤はリンや環境ホルモンに該当する物質を含まない環境配慮製品を使用すること。

(5) 作業基準

別紙「作業基準表」に記載されている用語の意味は次のとおりとする。

- ・ 廃棄物収集・処理 ----- 別途病院が定める分別に従って集められたゴミの収集及び地下階への運搬仕分けを意味する。
また、吸殻捨灰皿清掃、茶殻・生ゴミ処理及びゴミ容器洗いを含むものとする。
- ・ 日2 ----- 1日2回の日常作業処理を表す。
- ・ 日2# ----- 1日2回（週5日）の日常作業処理を表す。
- ・ 週5 ----- 月曜から金曜までの1週5回、5日の日常作業処理を表す。
- ・ 週6 ----- 月曜から土曜までの1週6回、6日の日常作業処理を表す。
- ・ 週7 ----- 月曜から日曜までの1週7回、毎日の作業処理を表す。
- ・ 週1、月1、年1等はそれぞれ週、月、年での当該回数数の定期作業処理を表す。
- ・ 備考欄の表示は、機器の個数及び面積を表し、特に壁1PはP＝ポイント（箇所）の意味である。

なお、年末、年始の清掃については、別途協議とする。

- ① 清潔区域、準清潔区域、一般区域、汚染区域それぞれの区域を越えて清掃道具を共用しないこと。
- ② 清潔区域の清掃
 - ・ 区域への出入り時にはガウンテクニックを行う。
 - ・ 区域へ入る時には手指の洗浄をする。
 - ・ 区域への出入り時にはその他定められた方法を遵守する。
 - ・ 清掃道具類は作業後必ず清拭殺菌すること。

③地下1階 ゴミ置き場等

場 所	床 材	面積 (m ²)	作業内容	清掃回数	備 考
<日常作業> サ-ビスヤ-ト1、2 ゴミ処理、医療廃棄物置き場 前室1	防塵塗料塗り ビニ-ルシ-ト	207	床拾い掃き(排水溝清掃含む)	週5回	
		77.1	床掃き	週7	
		9.3	床掃き、部分拭き 扉水拭き 7枚	週7 週7	
<定期作業>		283	床表面洗浄(医療廃棄物置き場除く) 扉スポット洗浄 7枚	月1回 月1回	

ゴミ置き場での作業は、上記の作業のほか以下のとおりとし害虫の発生の無いよう常に清潔に管理する。

- ・ 収集されたゴミ、危険物、医療廃棄物、残飯等の仕分け及び処分作業

④ エレベーター (ELV) 6基

<日常作業>

ELV床掃き、拭き 週7
ELV壁操作盤空拭き、水拭き 週7
ELV壁、扉除塵、扉溝吸塵 週7

<定期作業>

ELV床洗浄 月3回
ELV扉溝拭き 月2回
ELV壁洗剤拭き 月1回

⑤ バルコニー

床掃き(排水溝点検含む) 7, 813 m² 年6回

<面積内訳>

2階; 1, 035.4 3階; 2, 257.1 4階; 962.5
5階; 524.8 6階; 486.8 屋上; 2, 306
PH階; 240.2

- ⑥ 駐車場・歩道 10, 135㎡ 週1回
床拾い掃き（排水溝点検含む）
植樹水やり
- ⑦ ガラス清掃 1, 766㎡ 年2回
全面洗浄
<面積内訳>
南側；579 東側；387 北側；558 西側；242
- ⑧ 網戸清掃 498㎡ 年2回
全面洗浄
<面積内訳>
南側；204 東側；69 北側；198 西側；27
- ⑨ シーツ交換
以下の箇所のシーツ交換を下記に示す回数で実施すること。
ただし、未使用の場合は交換不要とする。
毎日 ・ 1階救急センター仮眠室 2ベッド ・ 6階西ナース仮眠 3ベッド
・ 2階宿直 5ベッド ・ 2階カルテ庫仮眠室 5ベッド
・ 3階元人間ドック室 8ベッド ・ 4階産直 1ベッド
・ 4階NICU 1ベッド
週1回 ・ 1階外来化学療法室 6ベッド ・ 中央処置室 5ベッド
- ⑩ ストレッチャー及び車椅子の清掃
・ 車椅子 ストレッチャー合わせて 30台/月 程度とする。
- ⑪ 各箇所の一般塵収集時に併せてシュレッダー塵も回収すること
- ⑫ 6階西病棟については休止中である。詳細は別紙「清掃作業基準表」による。
- ⑬ トイレトペーパー交換時に、洋式便座殺菌液の補充を行う。但し殺菌液は病院側が支給する。
- ⑭ 間接照明棚清掃
・ 各病棟の病室内間接照明棚の清掃を行う。（ただし、6階西病棟を除く）
・ 4床室54室、1床室28室、1床(準クリーン)室9室
- ⑮ エレベータ使用の制限
清掃用カート運搬に使用するエレベーターは、原則として右側の寝台用とする。
左側の寝台用は手術患者等の運搬を優先するため基本的に清潔区域扱いとする。